

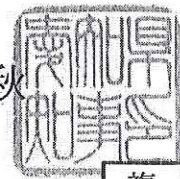
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成18年 9月26日

大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号
木材開発 株式会社
代表取締役 谷 正剛 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神 田 真 秋



許可の年月日	平成18年 9月26日	許可番号	18知環第324	複写無効 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設 木くず			
設置場所	東海市浅山三丁目16・17			
処理能力	木くず 192t/日 (12t/時間)			
許可の条件	なし			
規則題11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)			
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。			